

議案第 31 号

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定すること
について議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

本市職員の特殊勤務手当について見直しを図るため、この案を提出するものである。

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年米原市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「野犬等捕獲作業」を「動物捕獲作業等」に改める。

第 7 条の見出し中「野犬等捕獲作業」を「動物捕獲作業等」に改め、同条第 1 項中「野犬等捕獲作業」を「動物捕獲作業等」に、「野犬等の捕獲作業」を「動物の捕獲作業」に、「野犬等の屍体処理作業」を「動物の死体処理作業」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 動物の捕獲作業または動物の死体処理作業に従事した日 1 日につき 300 円
- (2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき策定した被害防止計画において定める同条第 2 項第 2 号に規定する対象鳥獣のうち、哺乳類に属する野生動物の殺処分を伴う作業に従事した日 1 日につき 1,000 円

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>動物捕獲作業等</u>に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(6) 略</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>(<u>動物捕獲作業等</u>に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 <u>動物捕獲作業等</u>に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が、<u>動物の捕獲作業</u>および<u>動物の死体処理作業</u>に従事したときに支給する。</p> <p>2 <u>前項の手当の額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>動物の捕獲作業または動物の死体処理作業に従事した日1日につき300円</u></p> <p>(2) <u>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定に基づき策定した被害防止計画において定める同条第2項第2号に規定する対象鳥獣のうち、哺乳類に属する野生動物の殺処分を伴う作業に従事した日1日につき1,000円</u></p> <p>第8条以下 略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>野犬等捕獲作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(6) 略</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>(<u>野犬等捕獲作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 <u>野犬等捕獲作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が、<u>野犬等の捕獲作業</u>および<u>野犬等の屍体処理作業</u>に従事したときに支給する。</p> <p>2 <u>前項の手当の額は、従事した日1日につき200円とする。</u></p> <p>第8条以下 略</p>